

自家用電気工作物の安全確保に関する行政評価・監視—自家用発電設備を中心として— の調査結果に基づく改善措置状況

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年12月～25年3月
- 2 調査対象機関 調査対象機関：経済産業省北海道経済産業局、経済産業省北海道産業保安監督部
関連調査等対象機関：事業者（自家用電気工作物の設置者）及び関係団体等

【通知日及び通知先】 平成25年5月9日 経済産業省北海道産業保安監督部に対して所見表示

【回答年月日】 平成25年6月28日

【関係機関（経済産業省北海道産業保安監督部）における改善措置の概要】

- 経済産業省北海道産業保安監督部では、当局の調査により自家用電気工作物の保安確保が十分でない状況がみられた事業場に対して立入検査を実施した結果、一部の指摘事項については既に改善措置が講じられていたことを確認したとともに、改善措置が講じられていない事業場の設置者に対して立入検査結果確認書を取り交わし、改善報告を求めた。また、ホームページや自らが主催する会議、関係機関が主催する講習会等を活用して、設置者、主任技術者等に対して法令遵守や自家用電気工作物の保安の確保について周知・徹底することとした。
- 今後、立入検査を実施する場合、立入検査結果確認書に指摘内容を具体的に記載するとともに、設置者等からの改善報告書の受理に当たっては、立入検査結果確認書に基づく改善措置結果の確認を徹底し、必要に応じてフォローアップ調査を計画することとした。
- 自家用電気工作物のうち発電所に係るデータベースについて、入力項目の確認作業を行い、その結果に基づき入力内容の改善を図るとともに、今後、データベースへの入力に当たっては、入力した者と確認した者の確認・点検を徹底することとした。

主 な 通 知 事 項	北海道産業保安監督部が講じた改善措置状況
<p>1 設置者における保安規程の遵守及び技術基準への適合状況等 (所見表示事項)</p> <p>北海道産業保安監督部は、設置者における自主的な保安体制の一層の充実を図るため、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 当局が調査対象とした事業場において保安規程遵守違反の疑いがある設置者等に対して、速やかに改善のための必要な措置を講じること。</p> <p>② 保安規程の届出書受理時等において、設置者等に対し、法令遵守や自家用電気工作物の保安確保についての周知、指導等を徹底すること。</p> <p>また、主任技術者に対しては、関係団体等とも連携の上、各種会議及び講習会等を活用するなどにより、保安監督の職責の重要性について周知・徹底するとともに、職務を的確に遂行するよう指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 設置者には、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）に基づき、以下のような義務が課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物の電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）への適合維持（法第 39 条） ・ i) 自家用電気工作物の保安を確保するための保安規程の制定・産業保安監督部長に対する届出（法第 42 条第 1 項）、ii) 保安規程を変更したときの産業保安監督部長に対する届出（同条第 2 項）、iii) 設置者及びその従業者における保安規程の遵守（同条第 4 項） ・ 自家用電気工作物の保安の監督をさせるための主任技術者の選任・届出等（法第 43 条） 	<p><改善措置状況></p> <p>① 北海道産業保安監督部が、既に廃止報告が提出された 1 事業場を除く 9 事業場に対して立入検査を実施した結果、保安規程が遵守されていない事実が確認された 2 事業場の各設置者に対しては、立入検査結果確認書を取り交わし改善報告を求めた。</p> <p>残る 7 事業場うち、5 事業場については既に改善措置が講じられていることを確認した。</p> <p>② 法令遵守や自家用電気工作物の保安の確保に関しては、立入検査の結果、事故報告の概要、法令等の改正等をホームページや北海道産業保安監督部主催の会議、関係機関が主催する講習会等の機会を通して、設置者、主任技術者等に対して周知・徹底する。</p>

主 な 通 知 事 項	北海道産業保安監督部が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <p>30 事業場を抽出し、自家用電気工作物に係る保安の確保状況を調査した結果、次のとおり、10 事業場（調査対象事業場の 33.3%）において、保安確保が十分でない状況がみられた。</p> <p>① 保安規程に基づく定期点検が行われていない、非常災害時等における緊急連絡体制図が整備されていないなど、保安規程が遵守されていないとみられるもの（7 事業場）</p> <p>② 発電所の出入口の施錠装置が開錠されたままとなっており、取扱者以外の者が立ち入るおそれがあるもの（2 事業場）</p> <p>③ 発電所の廃止報告が行われておらず、法定事項が遵守されていないもの（1 事業場）</p> <p>2 北海道産業保安監督部における立入検査の実施状況 （所見表示事項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>北海道産業保安監督部は、設置者における自主的な保安体制の一層の整備を図るため、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 立入検査結果確認書において、具体的な指摘理由及び要改善事項を明確に記載すること。</p> <p>② 立入検査の実施の効果が確保されていない事業場について、速やかに必要な措置を講じること。</p> <p>また、改善報告書の受理に当たっては、立入検査結果確認書に基づく改善措置結果の確認を徹底するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 北海道産業保安監督部の立入検査の結果、技術基準への不適合又は保安規程の遵守違反と認められた場合、保安規程を変更すべきと認められた場合等には、「電気事業者及び自家用電気工作物を設置する者への立入検査実施要領（内規）の制定について」（平</p>	<p>＜改善措置状況＞</p> <p>① 今後の立入検査の実施に当たり立入検査結果確認書には、指摘内容を具体的に記載する。</p> <p>② 北海道産業保安監督部が立入検査を実施した結果、現在は改善されており、立入検査の効果が確保されていることを確認した。</p> <p>また、今後、改善報告書の受理に当たっては、立入検査結果確認書に基づく改善措置結果を写真、記録などの確認により徹底するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を計画する。</p>

主 な 通 知 事 項	北海道産業保安監督部が講じた改善措置状況
<p>成 17 年 4 月 1 日 付 け 平 成 17・03・25 原 院 第 2 号。現 在 は、平 成 24 年 9 月 19 日 付 け 20120919 商 局 第 24 号) に 基 づ き、北 海 道 産 業 保 安 監 督 部 と 設 置 者 が 「立 入 検 査 結 果 確 認 書」を 取 り 交 わ し た 上 で、設 置 者 は、指 摘 事 項 に 基 づ く 「改 善 (予 定) 報 告 書」を 北 海 道 産 業 保 安 監 督 部 に 提 出 す る こ と と さ れ て い る。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>平成 22 年度 及び 23 年度 の 北 海 道 産 業 保 安 監 督 部 に お け る 立 入 検 査 の 実 施 状 況 を 調 査 し た 結 果、次 の と お り、立 入 検 査 の 実 施 方 法 に 改 善 の 余 地 が あ る 状 況 が み ら れ た。</p> <p>① 確 認 書 で 保 安 規 程 の 変 更 等 を 指 摘 し て い る が、指 摘 内 容 が 具 体 的 に 明 記 さ れ て い な い も の (46 事 業 場 の う ち 10 事 業 場)</p> <p>② 北 海 道 産 業 保 安 監 督 部 の 立 入 検 査 で 不 備 が 指 摘 さ れ た 13 事 業 場 に つ い て、当 局 が 調 査 し た と ころ、立 入 検 査 で 指 摘 さ れ た 月 次 点 検 を 行 っ て お ら ず、立 入 検 査 の 実 施 の 効 果 が 確 保 さ れ て い な い も の (1 事 業 場)</p> <p>3 北海道産業保安監督部における自家用電気工作物の使用実態の把握状況 (所見表示事項)</p> <p>北海道産業保安監督部は、保安監督業務の効率的・効果的な実施に資するため、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 発電所データベースの入力情報の点検とその結果に基づく必要な改善を行うこと。</p> <p>② 届出書の受理時等における適時・適切な情報の入力を徹底するとともに、当該情報の入力状況について確認・点検する仕組みを整備すること。</p> <p>③ 発電所データベースと自家用データベース間で関連する情報の入力について、担当者相互間の連携を徹底するとともに、発電所データベースと自家用データベースの管理方法を見直すこと。</p>	<p><改善措置状況></p> <p>① 発電所データベースの入力項目に関しては、行政事務手続き上で得られる情報であるか否かとその必要性を検討した結果、工事計画の届出対象とならない発電設備に関しては、設置年月日、原動力の詳細(火力発電設備の種類)、燃料に係る情報を得ることができないため、入力情報として管理を行わないこととした。</p> <p>それ以外の発電設備に関しては、適宜、入力項目の確認作業を行い、発電所データベースに入力する。</p>

主 な 通 知 事 項	北海道産業保安監督部が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 北海道産業保安監督部は、自家用電気工作物に係る保安監督業務に資するため、需要設備に係る「自家用電気工作物データベース（自家用データベース）」と発電所に係る「発電所データベース」を作成し、発電設備の設置年月・原動力や主任技術者の選任形態・選任年月日等の自家用電気工作物に係る情報を把握・管理している。</p> <p>このうち、発電所データベースについては、自家用データベースの補完を目的として、届出書等の受理時において、保安確保に必要な情報を入力・管理することとしている。このため、自家用電気工作物の使用実態を的確に把握し、保安監督業務を効率的・効果的に実施する上で、両データベースに入力されている各種情報は、整合性を確保するなど、適時・適切に管理される必要がある。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>発電所データベースに登録されている 770 事業場について情報管理の状況を調査した結果、次のとおり、延べ 218 事業場において、北海道産業保安監督部における設置者に係る保安管理の実態把握が十分でない状況がみられた。</p> <p>① 届出書等を受理する際、自家用データベースの入力情報は更新しているものの、発電所データベースについては更新していないなど、両データベース間の入力情報の整合性が図られていないもの（16 事業場）</p> <p>② 事業場が重複して登録されているもの（8（延べ 19）事業場）</p> <p>③ 発電設備の設置年月、出力及び原動力や、主任技術者の選任形態、氏名及び選任年月日等の情報が未入力となっているもの（183 事業場）</p>	<p>② 発電所データベースへの入力情報に関しては、入力した者と確認した者の確認欄を決裁又は供覧文書の余白に設けて、データの確認・点検を決裁又は供覧時に行うこととした。</p> <p>③ 発電所データベースと自家用データベース間で関連する入力情報に関しては、それぞれ入力した者と確認した者の確認欄を決裁又は供覧文書の余白に設けて、データの確認・点検を決裁又は供覧時に行うこととした。</p>

(参考)

【調査の背景事情】

- 電力会社等から受電して電気を使用する需要設備、発電設備とその発電した電気を使用する設備等の「自家用電気工作物」は、事故等の発生時において停電や火災など、公共の財産に損害を与え、社会的に大きな影響を及ぼす場合がある。このため、電気事業法により、設置者は、①自家用電気工作物の技術基準への適合維持、②保安規程の制定・届出及び遵守、③主任技術者の選任・届出等を行うこととされているなど、自己責任の下で自家用電気工作物に係る保安体制を構築し、その安全を確保しなければならない義務が課せられている。
- 北海道産業保安監督部は、電気事業法に基づき、①技術基準への適合命令、②保安規程の変更命令、③主任技術者免状の返納命令のほか、保安業務に係る報告の徴収、設置者に対する立入検査等により、自家用電気工作物の維持・運用状況に対し保安監督を実施
- 北海道内における自家用電気工作物に係る事故の発生状況をみると、毎年のように保守不備等による電気事故が発生しており、北海道産業保安監督部による立入検査においても、保安規程に基づく巡視・点検の未実施等、法に適合しない不備が繰り返し指摘
- この行政評価・監視は、上記の状況を踏まえ、北海道内の電力需給が逼迫、又は逼迫するおそれがある中で、常用の発電設備を施設してその電気を使用している事業場における保安体制の充実と安全確保を推進する観点から、自家用電気工作物について経済産業省北海道産業保安監督部における保安監督の実施状況及び設置者における維持・運用状況等を調査